



2 教高第 566-1 号  
令和 2 年 7 月 29 日

県立学校長 様

高校教育課長  
特別支援教育課長

現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮  
及び Go To トラベル事業の活用について

標記事業の活用等については、令和 2 年 6 月 30 日付け 2 教高第 566 号により通知したところですが、この度、文部科学省から、別添写しのとおり、現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び同事業の開始について周知依頼があったので、お知らせします。

については、各校において、感染状況を慎重に見極めながら、実施時期の変更や旅行先や旅行日程の見直しも視野に入れつつ適切な計画を立てるとともに、同事業等の活用も検討するなどして、修学旅行が円滑に実施されるよう配慮をお願いします。

〈問い合わせ先〉

高校教育課 教育指導グループ

担当 近藤 啓

T E L : 089-912-2953

F A X : 089-912-2949

特別支援教育課 教育指導グループ

担当 安部 良次

T E L : 089-912-2967

F A X : 089-912-2964



現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び修学旅行等における Go To  
トラベル事業の活用について周知するものです。

事務連絡  
令和2年7月28日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び  
Go To トラベル事業の活用について

「修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について」（令和2年6月26日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）において、修学旅行等については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）を活用することができる旨御連絡したところですが、この度、7月22日から本事業を開始いたしましたので下記のとおりお知らせします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮について

修学旅行等は、各学校において教育委員会等の学校設置者とも相談の上、計画・実施されているものですが、感染の拡大防止策を適切に講じた上で、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、可能な限り、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いします。なお、修学旅行等の実施にあたっては、各学校において、感染状況を見極めながら、例えば、秋以降への実施時期の変更や同一都道府県内など近距離での実施、旅行日程

の短縮など実施方法の変更等についても検討いただくなどの配慮をお願いします。

## 2. 本事業の活用について

### (1) 本事業の当面の取扱い方針について

① 7月16日の本事業に関する新型コロナウイルス感染症対策分科会の政府への提言によれば、若者の団体旅行は控えることが望ましいとされていますが、他方で、修学旅行等のように、指導・引率の先生方がおられるなど、一定の規律に基づいて適切に実施されることが想定されるものについては、基本的に控えるべき旅行には該当しないと考えられ、本事業の対象となります。

② 本事業は、現下の感染状況や本事業に関する新型コロナウイルス感染症対策分科会の政府への提言等を踏まえ、以下の例外が設けられています。

- 1) 東京都が目的地となっている旅行については、東京都内の旅行も含めて、当面、本事業の対象外とする（割引支援を行わない）。
- 2) 東京都に居住する方の旅行についても、同様に、当面、本事業の対象外とする（割引支援を行わない）。

なお、修学旅行等の場合、学校によっては、東京都内に居住する児童生徒と東京都外に居住する児童生徒が混在している場合がありますが、本事業の活用にあたっては、学校の所在地を基準とし、東京都内に所在する学校が実施する修学旅行等については、当面、本事業の対象外と致します。

### (2) 公費出張における本事業の利用の自粛について

「公費出張における「Go To トラベル事業」の利用の自粛について」（令和2年7月17日付け国土交通省観光庁参事官（旅行振興）・総務省自治行政局地域政策課公務員部給与能率推進室事務連絡）において、公費出張での本事業の利用は想定していない旨連絡がありましたので、修学旅行等を引率する教員等の出張の扱いについては適切にお取り計らいますようお願いいたします。

### (3) 本事業の最新情報について

本事業に関する概要やFAQ等は、観光庁ホームページに掲載されていますので、御参照くださいますようお願いいたします。

なお、今後、本事業の取扱い方針に変更が生じた場合は、改めてお知らせします。

【観光庁ホームページ：Go To トラベル事業関連情報】

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01\\_000637.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html)

<本件連絡先>

**【修学旅行に関する相談窓口】**

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 2389）

**【Go To トラベル事業に関する相談窓口】**

Go To トラベル事務局

電話：03-3548-0520（土日祝は休み）

03-3548-0540（7月31日まで毎日受付）

※8月1日以降は、相談窓口の電話番号変更予定  
（国土交通省観光庁ホームページにて公表予定）